

競争参加資格審査申請書 変更届作成の手引き

(令和3・4年度版)

前回（平成 31・32 年度）資格審査からの変更点（変更届）

1. 変更届の押印欄の廃止

変更届の様式の押印欄を廃止しましたので、提出時の押印は不要となります。

2. 変更届に「担当者電話番号」記入欄を追加

変更届の様式に「担当者電話番号」記入欄を追加しましたので、提出時に忘れずにご記入ください。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る納税証明書の特例（35 ページ参照）

新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを提出してください。

4. 電子メールを利用した随時申請・変更届の提出について（9 ページ参照）

令和 3 年 1 2 月より、持参又は郵送にて提出する書類一式を電子メールにて送付することによる随時申請および変更届を受け付けます。

申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の事項に該当する場合は、速やかに「競争参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等)」(5ページ参照)により、国土地理院へ変更等の届出をしてください。

(1) 変更等の届出が必要な場合

◎ 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方(以下「有資格業者」という。)が次に該当した場合

該 当 事 項	添 付 書 類
① 死亡したとき	○住民票の写し等(写しでも可)
② 法人が合併により消滅したとき	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
③ 法人が破産により解散したとき	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
⑤ 測量業を廃業したとき	○測量業の廃業等の届出(写しでも可)
⑥ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者になったとき	なし

◎ 有資格業者が次の事項を変更したとき

	変 更 事 項	添 付 書 類
法 人	① 本店住所	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
	② 商号又は名称	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
	③ 本店電話番号及びFAX番号	なし
	④ 本店代表者の氏名及び役職 (共同企業体の場合は、代表会社に係る変更に限ります。)	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可) 注意 代表者の変更に伴い、役員の兼任に関する事項に変更が生じる場合は、⑨業態調書について変更後の内容のものを提出してください。
	⑤ 営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 ○測量業登録の変更届(写しでも可)
	⑥ 営業所の新設(測量業の登録をしたものに限ります。)	○測量業登録の変更届(写しでも可)
	⑦ 営業所の閉鎖	なし
	⑧ 技術者経歴書の内容に変更が生じたとき 注意 ・既提出済の測量士等の実務経験年数(業務種別含む。)の変更はできません。	【採用又は資格取得等による技術者の追加の場合】 ○技術者経歴書(様式2) 追加する技術者を記入した技術者経歴書(様式2(測量士/測量士補))を提出してください。 注意 様式2は国土地理院ホームページ(https://www.gsi.g)

	<p>・技術者経歴書の「実務経験年数」欄は、<u>測量士又は測量士補の資格取得時から審査基準日までの実務経験年数を記載してください。</u> <u>(1年未満切捨て)</u></p>	<p>o.jp/SERVICE/keiyaku/R3_4-shikaku-shinseisyo.htm 1)からダウンロードし、追加する技術者分のみ記載し、<u>提出してください。合計表は不要です。</u></p> <p>【退職等による技術者の削除の場合】 なし</p>
	<p>⑨ 業態調書（様式特2）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）</p>	<p>○様式特2 注意 <u>代表者の変更に伴い、役員の兼任に関する事項に変更が生じる場合は、変更後の内容のものを提出してください。</u></p>
個人	① 住所	○住民票の写し（写しでも可）
	② 氏名	○戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	③ 電話番号及びFAX番号	なし
	④ 技術者経歴書の内容に変更が生じたとき	上記法人の場合と同じ
	⑤ 業態調書（様式特2）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	上記法人の場合と同じ

※上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

※市町村合併に伴う住所等の変更届は不要です。

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、証明年月日が申請日から3ヶ月以内のものを有効とします。

※測量士・測量士補資格について不明な点は、

国土地理院 総務部総務課 試験登録係（029-864-4151・4265（ダイヤルイン））

に照会してください。

※郵送により提出する場合、受付印が押印された変更届の控えの郵送を希望される場合は、変更届の控え及び返信用封筒（切手を貼付するなどしたもの）を同封してください。

※電子メールで提出する場合、受付通知は電子メールにてお知らせします。

(2) 変更届の提出方法

郵送、持参又は電子メールにて提出してください。

機 関 名	担当課・係名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 国土地理院	総務部 契約課調査係	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番	TEL 029-864-4405(ダイヤルイン) 029-864-6579(ダイヤルイン) 029-864-1111(代) (内線 2454・2455) FAX 029-864-1743 E-mail gsi-24keiyaku-chousa-g@gxb.mlit.go.jp

(3) 変更届の様式（次ページ参照）

※変更届の様式は、下記URLからダウンロードできます。

令和3・4年度競争参加資格審査から、押印欄を廃止しました。

https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/R3_4-shikaku-shinseisyo.html

競争参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等)

令和 年 月 日

国土地理院長 殿

登録部局名
登録業務種別名
資格決定通知書の
交付年月日・番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者電話番号

国土地理院

令和 年 月 日
第 号
〒

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

